

平成19年7月30日

平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

日 時 平成19年7月19日（木） 14：00～16：00
場 所 スターピアくだまつ 会議室1及び2
講演者 東京経済大学現代法学部教授 村 千鶴子
参加人員 88名

1 講演内容の概要について

【テーマ】 最近の悪質商法から学ぶ ～最近の消費者被害の傾向と対策～

（1）最近の悪質商法の傾向

被害者として購買活動の活発な30歳代が最も多いが、あらゆる年代が狙われる現状である。（年齢層によって悪質商法が異なる ex：20歳代は訪販、マルチ）

最近は、悪質商法も巧妙化しており、短期間で悪質商法の手口が変化している。

次々販売など一度被害に遭った人を次々狙う傾向がある。

お金を払い続ける人が狙われやすい。

被害が高額化している。お金がなくてもクレジットやサラ金の利用により被害に遭うケースが増えている。

（2）最近の悪質商法の手口

まだまだなくならない架空請求

9割方の方は「架空請求」の存在を知っていて、「まさか自分が・・・」と思っている。しかしもっともらしく請求されるとついでにだまされてしまう傾向にある。請求されたら「なぜ払う」（契約したかどうか）のか疑問にもつこと（ex.地上デジタル放送、税金の未納、国民生活管理センターなど）

リフォームに限らない点検商法

アスベストから住宅用火災警報装置まで、「不安をかきたてる」口実により、訪問販売を行う。消費者の不安心理（健康、住居、人間関係）につけ込む。

対応策として a 知識があり、信頼できる誠実な店を選ぶこと

b 玄関をすぐあけないこと

c 名刺をもらい、『104』で正しい連絡先を確認すること

催眠商法、展示会商法

目的を告げず、無料ご招待券などで誘い込む。その後展示会場へ連れて行き、高価な着物などを買わせる。同一業者から108件もの契約をさせられたケースもある。おいしい話しについていかない。

マルチ商法と内職商法

「よいバイト」「収入がえられる」などをエサにする。
実態は同じだが会社名をかえてマルチ商法を展開していく。

インターネット取引の被害が多発

匿名性がインターネットの落とし穴である。
契約する相手の住所、名称、責任者、固定電話番号、返品制度など確認をすること。大切なデータは必ず保存すること。

「さおだけ屋」「パソコン・家電製品の無料取引」

全国的に物干し竿等の移動販売に関する相談件数が増加傾向にある。一度代金を払うと、
解約や返金などの被害回復が困難である。価格を十分確認すること。

(3) 被害防止のポイント

契約は「するもの」であって「させられるもの」ではない
必要なものは、あらかじめ情報を集めて比較検討する
良心的な業者を選ぶ
迷うものははっきり断る。「高くて」などと余計な言葉をつけない「いいですね」ときっぱりいう
書類、資料はよく読む
納得のいかない場合は一日も早く消費生活センターに相談を
消費者相談は地域のため、次の被害防止のためと心得ること

2 受講者からの質問と回答(主なもの)について

特になし

山口県消費生活センター

(注)この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。